

PTA 会員の皆様

中野区立小学校 PTA 連合会
児童安全対策委員会

自転車事故であなたの子どもが加害者になってしまったら
自転車利用中の対人賠償に備える保険等に加入している必要があります！

日頃より P T A 活動へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

子どものケガや事故に気をつける保護者は多いのですが、時にその子どもが加害者となることもあります。自転車が絡む事故は 2014 年中に全国で約 10 万 9 千件発生。15 歳以下の子どもが第 1 当事者（事故で関った人の中で最も過失の重い人）になったものは約 3,913 件、16~19 歳は約 3,144 件のぼりました。

過去の地裁での判決例では、小学生が歩行者を自転車ではねて重傷を負わせ、一億円近い高額の賠償金支払いが命じられたケースもあります。このケースでは、被害者に後遺障害が残った場合などに賠償額が高額となる典型的な事例ですが、どんな被害を被ったかを積み上げて算定するため、介護や通院に必要な治療費、交通費なども加算され、賠償額は高額になります。民法上 12 歳ぐらまでは責任無能力とされ、未就学児と小学生の行為は親の責任になる確率が非常に高い、そうです。

◆自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に加入が義務化されました

自動車やバイクを運転するときには自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)に加入することが義務付けられていて「強制保険」とも呼ばれています。自転車の場合にも東京都では、令和 2 年 4 月 1 日から「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせた場合などの損害を賠償できる保険への加入が義務となりました（詳しくは東京都交通安全課の HP をご確認ください「東京都 自転車条例」で検索いただけます）。

一般の家庭で先ほどの事例のような高額の賠償金を払うのは困難です。子どもが起こした自転車事故で、家族が今までどおりに暮らせない事態になってしまう可能性もあります。では、どのような対策をとれば良いのでしょうか？ ひとつは、子どもに交通ルールを守って自転車に乗るように指導すること、もうひとつは、先述の自転車事故にも対応する保険に入っておくことだと思います。ではどのような保険に入れば良いのでしょうか？

裏面で見たいと思います。

(裏面へ続く)

◆『個人賠償責任保険』『自転車保険』への加入方法

加入中の自動車保険、火災保険につける

『個人賠償責任保険』

他人に損害を与え、賠償責任を負った場合は、「個人賠償責任保険」で補償されます。個人賠償責任保険に入りたい場合は、自動車保険、火災保険など損保系の商品に特約でつけるのが合理的な入り方です。すでに加入している保険に個人賠償責任保険がついていないか確認してみましょう。ついている場合は、念のために補償額と補償範囲を確認してください。1本入っておくと、家族全員の賠償責任をカバーしてくれるケースが多いかと思えます。

個人賠償責任保険は、自転車事故のときだけではなく、子どもが投げたボールがマンションのガラス扉を割ってしまった、買い物途中に子どもが走り回って高額な商品を壊してしまった、というような日常の生活に潜んでいる子どもが起こしやすいリスクにも補償されます。

自転車保険に加入する

『自転車保険』

自転車事故に限定した補償などで比較的保険料が割安な自転車保険に加入し、個人賠償責任保険を確保する方法もあります。スマホやパソコンから申し込みできる携帯会社系列損害保険、コンビニエンスストアの店頭で販売している損保保険会社の「自転車向け保険」のような自転車保険に加入すると、個人賠償責任保険だけでなく、自分がケガをした場合の補償も確保できるようです。

- au 損害保険 『じてんしゃ向け保険 Bycle (バイクル)』

<https://www.au-sonpo.co.jp/pc/bycle/>

- セブン-イレブンの店頭で販売している三井住友海上火災保険の「自転車向け保険」

<https://ehokenstore.com/jitensya>

- T Sマーク付帯保険 <https://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>

自転車安全整備士による点検、整備を受けた安全な普通自転車であることを示すT Sマークに付帯した保険です。T Sマーク付帯保険は、自転車搭乗者が交通事故により傷害を負った場合に適用される「傷害補償」と、自転車搭乗者が第三者に傷害を負わせてしまった場合に適用される「賠償責任補償」とがあります。

◆これはP T Aとして特定の保険会社を推奨するものではありません◆

P T A会員の皆さまが、自転車事故で加害者にならないための注意喚起と、義務化された保険加入の周知が最大の目的であり、万が一の事故による高額賠償請求に対してのリスク回避のためのご案内です。

保険内容についての詳細は、ご自身で良く確認いただき、ご自身の判断で検討してください。

保険会社等、特定の会社名を掲載していますが、P T Aとして推奨しているものではありません。

あくまで、一例として掲載していることをご理解くださいますようお願いいたします。